



RCR STD-9

150MHz帯簡易無線局の無線設備

150MHz BAND RADIO EQUIPMENT
FOR SIMPLIFIED SERVICES

標準規格

ARIB STANDARD

RCR STD-9 4.1版

昭和62年11月27日	策	定
平成 2年11月22日	A	改 定
平成 6年 2月28日	B	改 定
平成 6年11月10日	B-1	改定
平成14年 9月26日	4.0	改定
平成17年11月30日	4.1	改定

社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses

ま え が き

社団法人電波産業会は、無線機器製造者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な技術的条件を「標準規格」として策定している。

標準規格は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備の適正品質、互換性の確保等、無線機器製造者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準をとりまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、「150MHz 帯簡易無線局の無線設備」について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、利用者等利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

注意：

本標準規格には、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表に掲げる権利は、別表に掲げる者の保有するところであるが、本標準規格を使用する者に対し、適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が、本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りでない。」旨表明している。

別表

(第二号選択)

特許出願人	発明の名称	出願番号等	備考
三菱電機株式会社	RCR STD-9 4.0 版について包括確認書を提出		

目 次

まえがき

第 1 章 一般事項	1
1.1 概 要	1
1.2 適用範囲	1
1.3 準拠文書	1
第 2 章 無線設備の技術的条件	2
2.1 一般条件	2
(1) 通信方式	2
(2) 電波型式	2
(3) 変調の型式	2
(4) 割当周波数	2
(5) チャンネル間隔	2
(6) 使用環境条件	2
2.2 送信装置	2
(1) 空中線電力	2
(2) 空中線電力の許容偏差	2
(3) 周波数の許容偏差	2
(4) 変調周波数	2
(5) 占有周波数帯幅の許容値	3
(6) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値	3
(7) 周波数偏移	3
(8) 総合歪及び雑音	3
2.3 受信装置	4
(1) 感 度	4
(2) 一信号選択度におけるスプリアス・レスポンス	4
(3) 一信号選択度における減衰量	4
(4) 実効選択度における相互変調特性	4
(5) 局部発振器の周波数変動	5

(6) 総合歪及び雑音.....	5
(7) 副次的に発する電波等の限度.....	5
2.4 制御部.....	5
2.4.1 自動識別装置.....	5
2.4.2 トーンスケルチ及びデジタルコードスケルチ.....	7
2.4.3 データ伝送制御.....	10
2.4.4 キャリアセンス及び話中センス.....	11
2.5 空中線.....	12
2.6 複数チャンネル実装とチャンネル選択.....	12
2.7 チャンネル表示.....	12
第3章 測定法.....	13
添付資料 A、B、B - 1 改定履歴	
添付資料 4.0 版改定履歴	
添付資料 4.1 版改定履歴	